

令和6年10月分（12月支給）の 児童手当より、法改正が行われます！

対象年齢の引上げ

支給対象年齢：
中学生年代（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童

支給対象年齢：
高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童

所得制限の撤廃

所得によっては、
特例給付（一律5,000円/人）または
非該当（所得超過により支給なし）

所得に関わらず、**全員支給**
（特例給付・非該当の廃止）

多子加算増額&カウント対象年齢の引上げ

第3子以降加算（小学生年代以下）
月額15,000円

第3子以降加算（**高校生年代以下**）
月額**30,000円**

カウント方法：
高校生年代以下の養育している
子から数えて、3番目以降の児童

カウント方法：
大学生年代*以下の養育している
子から数えて、3番目以降の児童

*大学生年代については、条件がありますので、裏面の注意事項をよくご確認ください。

支給月の変更

2月,6月,10月（年3回）に支給

偶数月（年6回）に支給

《必ず裏面をご確認ください》

★以下の方は、期間内に手続きが必要です

- ①所得超過で児童手当の支給がなかった人
- ②高校生年代以上の児童しか養育していない人
- ③大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の子を養育していることで新たに多子加算を受けられる人

※公務員の方は、法改正後も各職場からの支給になりますので、手続きや問合せは、勤務先でお願いします。

※上記①～③以外の方は、**手続きは不要**です。

申請期間

令和6年9月2日(月)～令和6年10月31日(木)

必要書類・申請方法

【上記①～②に該当する人で、市から通知が来なかった人・
上記③に該当する人・児童と別居している人】

- 請求者名義の口座が分かるものの写し（通帳・キャッシュカード等）
- 請求者名義の健康保険証の写し
（⇒3歳未満(令和3年10月1日以降生まれ)の子を養育している場合のみ）
- 児童のマイナンバー
（⇒上記③に該当する、または児童と別居している場合）

↑の a（+必要であれば b や c）を持参して

こども応援課窓口（市役所1階⑦番）まで**ご来庁**ください

※注意事項※

- ・大学生年代とは、子が就職しているかどうかを問わず、「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子」です。
- ・大学生年代の子を多子加算のカウント対象とするためには、監護相当の世話をしていることと生計費の負担をしていることが必要です。確認書の提出に加え、証明書類を求める場合があります。
- ・所得制限が撤廃された後も、児童の養育者（父母など）のうち、生計を維持する程度が高い者（原則、所得が高い方）が手当の請求者（受給者）となります。

【問合せ先】 那珂川市 こども応援課 こども応援担当（本庁舎1階⑦番窓口）
☎092-408-1037